



内分泌・代謝内科部長の小澤医師による診察

糖尿病治療

医療機関どうしが協力して治療に取り組んでいます

糖尿病の患者さんは年々増え続けていますが、できるだけスムーズに医療機関を受診できるよう、市立病院を含めた地域の医療機関がお互いに協力して診療に取り組んでいます。その取り組みについて当院内分泌・代謝内科部長の小澤直子医師に寄稿いただき、上手な医療機関の受診方法について草加八潮医師会の内藤毅嗣先生（内藤クリニック院長）に伺いました。

迷う場合はお近くの診療所(クリニック)に受診を

糖尿病の疑いで通院を始めるとき、診療所(クリニック)を受診しようか、市立病院のような総合病院に行くのがよいのか、悩む方もいらっしゃると思います。

総合病院の良いところは、様々な専門に特化した診療ができる医師やスタッフがおり、検査機器も充実していること、必要であれば入院治療を含めた高度な治療ができること、短所としては、病気によっては専門別にいくつもの科にからなくてはならないこと、医師の異動が多いこと、重症な方や緊急の方が優先になるので、症状が安定している方は待ち時間が長くなりがちであることなどがあります。

地域の先生方と連携して治療します

これまで、いったんクリニックの先生から糖尿病でご紹介いただいたら、落ち着くまで数か月から時には数年単位で市立病院に通院していただくのが普通でしたが、そうなるとかかりつけ医の先生にとっては紹介す

師が必要と判断したら市立病院等に紹介してもらうことをお勧めしています。また、市立病院で治療を始めた方でも、病状が落ち着けばクリニックへご紹介させていただきます(下図)。

「ハードルが高くなってしまうことが問題でした。そのため、市立病院内分泌・代謝内科では、昨年「腎症重症化予防連携枠」をご用意しました。普段はクリニックにかかっておられ、糖尿病腎症の疑いがある方が対象になります。クリニックの先生から市立病院内分泌・代謝内科の「腎症重症化予防連携枠」の予約をお取りいただいて、ご本人には2週連続で市立病院に来ていただきます。市立病院に紹介されると、「もうかかりつけの先生には診てもらえないのかな」と不安に感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、この枠での紹介の方は、当院での診察や検査の後、必ず元の先生のところに戻っていただいています。市立病院で行う診察は、まず1週目は診察、検査、管理栄養士との栄養相談、糖尿病や糖尿病腎症がどういった病気であるのかということの説

かかりつけ医に聞く

医療機関受診Q&A



回答ご協力：内藤毅嗣先生(内藤クリニック院長)

Q かかりつけ医って何ですか？

A 身近にいて日常的な診療や疾病についての説明・早期発見・初期対応・重症化予防・健康管理等について気軽に相談することができる医師です。必要な時には適切な専門医や専門の医療機関を紹介し、また介護や在宅医療にも関わります。「かかりつけ医」を持っている方が病気の早期発見につながりやすく、医療に対する満足度が高くなると言われています。

Q 初診はなるべく診療所やクリニック(かかりつけ医)を受診したほうがよいのですか？

A 当医師会の会員は、大学病院や総合病院で何年も臨床や研究にも携わって、十分な経験を積んでいる医師です。糖尿病の程度・合併症・他疾患の有無や専門治療の必要性を判断することは大切です。安定期糖尿病治療だけでなく、他の病気でもその人を常に全体的に診ていく「かかりつけ医」の初診をお勧めします。

乳がん患者さんと家族のための患者サロン「ひまわり」をオープンしました

乳がん患者さんと家族のためのサロン「ひまわり」をオープンしました。リラックスできる雰囲気の中で自由に語り合いませんか。

日時 第3土曜日午前10時～正午

会場 市立病院心臓・脳血管センター15階第2会議室

対象 市立病院の主治医のもと、治療を受けて通院または入院している乳がん患者さんとその家族

市立病院看護部 ☎946・2200(内)3101

明です。2週目までの間に自宅での食事を記録してきていただいて、2週目にもう一度栄養士からアドバイスさせていただきます。医師からは検査結果の説明を行います。かかりつけの先生には、糖尿病を専門とする内分泌・代謝内科医の立場からみた病状の解釈や、今後の治療方針に関するアドバイスを送り

させていただきます。信頼するかかりつけの先生に引き続きみていただきながら、病院の良いところも体験していただけるシステムになっておりますので、糖尿病を治療中での興味がおありの方は、かかりつけの先生とご相談なさってみてください。(草加市立病院内分泌・代謝内科小澤直子)

医療機関どうしの協力体制

～まずはかかりつけ医に受診を～



- ①初診はなるべく診療所、クリニック(かかりつけ医)を受診
- ②医師が精密検査、入院治療等が必要と判断したら患者さんを総合病院に紹介
- ③医師が病状が安定し通院治療が可能と判断したら患者さんを診療所、クリニック(かかりつけ医)に逆紹介